

台風第19号の影響による水道料金等の減免について（お知らせ）

川崎市上下水道局では、台風第19号に伴う清掃作業等における水道使用について、水道料金及び下水道使用料の減免を実施することといたします。

つきましては、減免を希望される方は、各サービスセンターまたは検針業務受託者各営業所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、局ホームページも併せてご確認ください。

川崎市 上下水道局

検索 

【減免対象】

令和元年の台風第19号に伴う水道使用で、以下に該当する場合

- ・ 浸水した家屋などを清掃したとき。
- ・ 清掃等により第三者へ水道を提供したとき。
- ・ 災害に起因する使用水量の増加が認められるとき。

【減免方法】

台風第19号に伴う清掃作業等における水道使用を考慮して、令和元年10月12日以降の初回検針時の使用水量、前回及び前年同時期の使用水量のうち、最も少ない水量をもって、水道料金及び下水道使用料を算出します。

【減免対象となる水道料金等】

原則として、令和元年の10月及び11月の検針分の水道料金及び下水道使用料

【川崎区・幸区・中原区に在住の方】

- ・ 上下水道局 南部サービスセンター
TEL044-544-5433 FAX044-544-3707
- ・ 検針業務受託者 (株)宅配 榎町営業所 [川崎区担当]
TEL044-233-6981 FAX044-233-6580
- ・ 検針業務受託者 (株)宅配 加瀬営業所 [幸区・中原区担当]
TEL044-599-0600 FAX044-599-0499

【高津区・宮前区に在住の方】

- ・ 上下水道局 中部サービスセンター
TEL044-855-3232 FAX044-855-3242
- ・ 検針業務受託者 第一環境(株) 宮崎営業所
TEL044-855-6010 FAX044-855-6222

【多摩区・麻生区に在住の方】

- ・ 上下水道局 北部サービスセンター
TEL044-951-0303 FAX044-951-0677
- ・ 検針業務受託者 第一環境(株) 生田営業所
TEL044-922-5633 FAX044-922-5626